堺市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則

　（趣旨）

第１条　この規則は、堺市土砂埋立て等の規制に関する条例（令和２年条例第４８号。第５条第２項第１５号を除き、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

　（土砂埋立て等の許可を要しない公共的団体等）

第３条　条例第９条第１号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

　(1) 土地改良区

　(2) 土地改良区連合

　(3) 土地区画整理組合

　(4) 地方住宅供給公社

　(5) 市街地再開発組合

　(6) 地方道路公社

　(7) 日本下水道事業団

　(8) 土地開発公社

　(9) 住宅街区整備組合

　(10) 独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第１項に規定する独立行政法人

　(11) 国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２条第１項に規定する国立大学法人

　(12) 国立大学法人法第２条第３項に規定する大学共同利用機関法人

　(13) 地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

　(14) 西日本高速道路株式会社

　(15) 阪神高速道路株式会社

　(16) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している法人であって、土砂埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者として市長が公示して定めるもの

　（許可を要しない法令等による処分による土砂埋立て等）

第４条　条例第９条第５号の規則で定める土砂埋立て等は、次に掲げる処分による土砂埋立て等とする。

　(1) 港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第３７条第１項（第２号を除く。）の許可

　(2) 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和４年法律第５５号)附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和３６年法律第１９１号)(以下「旧宅地造成等規制法」という。)第８条第１項の許可

　(3) 道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２４条の承認（同条の道路に関する工事に係るものに限る。）又は同法第９１条第１項の許可

　(4) 土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第４条第１項の認可又は同法第７６条第１項の許可

　(5) 都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第５条第１項（同法第３３条第４項において準用する場合を含む。）又は第６条第１項（同法第３３条第４項において準用する場合を含む。）の許可

　(6) [下水道法(昭和３３年法律第７９号)第１６条](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)(同法第２５条の３０及び[第３１条](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)において準用する場合を含む。)の承認

　(7) 河川法（昭和３９年法律第１６７号）第２０条の承認又は同法第２４条、第２６条第１項若しくは第２７条第１項の許可

　(8) 都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項又は第２項の許可

　(9) 都市再開発法（昭和４４年法律第３８号）第７条の９第１項若しくは第５０条の２第１項の認可又は同法第６６条第１項の許可

　(10) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和５０年法律第６７号）第７条第１項、第２６条第１項若しくは第６７条第１項の許可又は同法第３３条第１項の認可

　(11) 鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）第８条第１項又は同法第９条第１項の認可

　(12) 大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例（平成２６年大阪府条例第１７７号)第７条の許可又は同条例第１２条第１項に規定する変更許可

　（許可を要しない土砂埋立て等）

第５条　条例第９条第７号の規則で定める土砂埋立て等は、次に掲げる土砂埋立て等とする。

　(1) コンクリート、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料としての土砂のみを用いて行う土砂埋立て等

　(2) 運動場、駐車場、農地その他の施設の機能を維持するために行う土砂埋立て等（次項第１号に掲げるものを除く。）

　(3) 埋立て等区域外への搬出を目的として行われる土砂埋立て等（以下「一時堆積」という。）

２　条例第９条第８号の規則で定める土砂埋立て等は、次に掲げる土砂埋立て等とする。

　(1) 運動場、駐車場、農地その他の施設の機能を維持するために行う土砂埋立て等（市長が公示して定めるものに限る。）

(2) 運動場、広場その他の場所において、催しを実施することを目的として行う土砂埋立て等（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の日の３０日前までに市長に提出したものに基づき行われるものに限る。）

　　ア　催しの名称、概要、主催者名、受託事業者名、実施場所及び実施期間

　　イ　土砂埋立て等の計画

　(3) 土砂を発生させる者が工事区域外に搬出した土砂を当該工事区域内に埋め戻すことを目的として行う土砂埋立て等（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該搬出の開始の日の３０日前までに市長に提出したものに基づき行われるものに限る。）

　　ア　工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間

　　イ　土砂搬出及び埋戻しの計画

　(4) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂埋立て等

　(5) 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物の敷地において、建築物を撤去した後に当該建築物の跡地を埋め戻すことを目的として行う土砂埋立て等

　(6) 前号の敷地において、建築物の新築、改築又は増築を目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さ（土砂埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点（切土の場合にあっては、最も高い地点）と土砂埋立て等によって生ずる地盤面の最も高い地点（切土の場合にあっては、最も低い地点）との垂直距離をいう。以下同じ。）が１メートル未満であるもの（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の日の３０日前までに市長に提出したものに基づき行われるものに限る。）

　　ア　工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間

　　イ　土砂埋立て等の計画

　(7) 建築基準法第６条第１項の確認を受けて行う建築の用に供する敷地の造成を目的として行う土砂埋立て等であって、建築面積（建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第２条第１項第２号に規定する建築面積をいう。）を当該土地に適用される建蔽率（建築基準法第５３条第１項に規定する建蔽率をいう。）で除した面積を超えないもの（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の日の３０日前までに市長に提出したものに基づき行われるものに限る。）

　　ア　工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間

　　イ　土砂埋立て等の計画

　(8) 道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第２条第１項に規定する道路運送車両が安全かつ円滑に走行し、及び駐車することができる土地を造成することを目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さ（同法第２条第６項に規定する道路（以下単に「道路」という。）に接続するために行う５００平方メートル未満の埋立て等区域に係るものは除く。）が１メートル未満であるもの（次に掲げる事項を記載した計画であって、当該土砂埋立て等の開始の日の３０日前までに市長に提出したものに基づき行われるものに限る。）

　　ア　工事の名称、概要、発注者名、請負人名、工事場所及び工事期間

　　イ　土砂埋立て等の計画

　(9) 道路において、地下埋設管の新築、改築又は増築を目的として行う土砂埋立て等

　(10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１４条第６項の規定により許可を受けた者が当該許可に係る同条第１０項第１号の施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和５２年政令第２５号）の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場（同法第１５条第１項の規定により許可を受けたものを除く。）に限る。）において行う土砂埋立て等

　(11) 土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第６条第１項若しくは第１１条第１項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成６年大阪府条例第６号）第８１条の８第１項若しくは第８１条の１２第１項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂埋立て等

　(12) 都市計画法施行令（昭和４４年政令第１５８号）第２１条各号に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為として行う土砂埋立て等

　(13) 大阪府自然環境保全条例（昭和４８年大阪府条例第２号）第３３条の規定による緑化（同条例第３４条第１項の緑化計画書を届け出て行うものに限る。）を目的として行う土砂埋立て等であって、土砂埋立て等の高さが１メートル未満であるもの

　(14) 堺市開発行為等の手続に関する条例（平成１５年条例第２２号）第２条第１号に規定する開発行為等として行う土砂埋立て等

　(15) 法令若しくは条例の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂埋立て等

　（事前協議）

第６条　条例第１０条の規定による協議は、堺市土砂埋立て等事前協議申出書（様式第１号）により申し出なければならない。

２　前項の申出書には、第９条第３項第５号から第２３号までに掲げる図書（同項第２２号アからウまでに掲げる書面を除く。）を添付するものとする。この場合において、同項第１１号に掲げる登記事項証明書及び公図の写しについては、土地調書及び地番合成図をもって代えることができるものとする。

３　前項の規定にかかわらず、第１３条各号に掲げる行為に係る申出の場合は、第９条第３項第１４号に掲げる図書の添付を要しないものとする。

４　条例第１０条に規定する申請予定者は、第１項の申出書を提出した場合は、市長の指示に従い、協議をしなければならない。この場合において、当該申請予定者は、当該協議が整ったときは、その結果について取りまとめの上、市長に報告しなければならない。

　（土地の所有者の同意書）

第７条　条例第１１条各項に規定する同意は、堺市土砂埋立て等に係る土地使用同意書（様式第２号（甲）（乙）（丙））により行わなければならない。

　（周辺地域の住民への周知）

第８条　条例第１２条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）の周辺地域は、埋立て等区域の隣接地、埋立て等区域の属する自治会に係る区域その他条例第１３条第１項の申請書に記載する同項第１１号に掲げる措置に関係する区域とする。

２　条例第１２条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。）の規定による説明会の開催に当たっては、あらかじめ、開催の日時及び場所を周辺地域の住民の見やすい場所において行う掲示その他の適切な方法により周知させるものとする。

３　条例第１２条第１項ただし書（同条第３項において準用する場合を含む。）に規定する申請予定者の責めに帰することのできない事由は、申請予定者以外の他の者により説明会の公正、円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達成することができないことが明らかであることとする。

４　条例第１２条第１項ただし書に規定する必要な措置は、次に掲げる措置とする。

　(1) 条例第１３条第１項の申請書の内容を要約した書類を周辺地域の住民に提供すること。

　(2) 条例第１３条第１項の申請書の内容を要約した書類を周辺地域の住民の見やすい場所において掲示すること。

５　前項の規定は、条例第１２条第３項において準用する条例第１２条第１項ただし書に規定する必要な措置について準用する。この場合において、前項各号中「条例第１３条第１項」とあるのは、「条例第１５条第２項」と読み替えるものとする。

６　条例第１２条第２項（同条第３項において準用する場合を含む。）に規定する書面は、堺市説明会の開催結果等報告書（様式第３号）とする。

　（許可の申請書）

第９条　条例第１３条第１項の申請書は、堺市土砂埋立て等許可申請書（様式第４号）とする。

２　条例第１３条第１項第１２号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

　(1) 条例第９条の許可を受けようとする者（以下この条及び第１１条において「申請者」という。）が法人である場合にあっては、その役員（条例第１４条第１項第１号イに規定する役員をいう。以下同じ。）の氏名、住所及び生年月日

　(2) 申請者が未成年者（条例第１４条第１項第１号オに規定する未成年者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日、主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）

　(3) 申請者に使用人（第１１条に規定する使用人をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、その者の氏名、住所及び生年月日

３　条例第１３条第２項の規則で定める図書は、次に掲げる図書（第１３条各号に掲げる行為に係る申請である場合にあっては、第１４号に掲げる図書を除く。）とする。

　(1) 申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）及び印鑑登録証明書

　(2) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し

　(3) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び印鑑登録証明書並びに役員の住民票の写し）

　(4) 申請者に使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し

　(5) 申請者が条例第１４条第１項第１号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

　(6) 埋立て等区域及び土砂埋立て等に供する施設が設置される区域（以下「施設設置区域」という。）の位置図

　(7) 埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図及び現況断面図

　(8) 埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図

　(9) 埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図

　(10) 埋立て等区域及び施設設置区域の流域図

　(11) 埋立て等区域及び施設設置区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し

　(12) 土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書

　(13) 埋立て等区域からの排水の水質検査を行うために講ずる措置を明らかにした図面

　(14) 埋立て等区域及び施設設置区域の地盤が軟弱か否かの判定をするための調査（以下「地盤調査」という。）の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面

　(15) 土質試験その他の調査又は試験に基づき土砂埋立て等の構造の安定性の計算（以下「安定計算」という。）を行った場合にあっては、当該安定計算の内容を記載した書面

　(16) 擁壁の断面図及び背面図並びに擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書

　(17) 排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書面

　(18) 沈砂池の構造図及び容量を算定した書面

　(19) 調整池を設置する場合にあっては、調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書面

　(20) 土砂埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面

　(21) 土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置を明らかにした書面

　(22) 土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（様式第５号）及び次のアからウまでに掲げる書面

　　ア　最近一事業年度の法人税及び法人事業税（個人にあっては、前年の所得税及び個人事業税）の滞納がないことを証する書面

　　イ　法人にあっては最近一事業年度の確定申告書の写し及び財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。）、個人にあっては前年分の確定申告書の写し

　　ウ　資金を自己資金で調達する場合にあっては金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書面又はこれに類する書類、借入金で調達する場合にあっては金融機関の融資を証明する書面

　(23) 前各号に掲げるもののほか、参考となる図書

　（不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者）

第１０条　条例第１４条第１項第１号ウの規則で定める相当の理由がある者は、次に掲げる者とする。

　(1) 条例第９条の許可の申請前１０年間に２回以上条例、[森林法(昭和２６年法律第２４９号)](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)、旧宅地造成等規制法、[宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和３６年法律第１９１号)](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)、大阪府砂防指定地管理条例(平成１５年大阪府条例第７号)又は大阪府若しくは大阪府内の市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者

　(2) 条例第９条の許可の申請前１０年間に２回以上条例第２７条第１項（同項第２号及び第３号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その最後の取消しの日から３年を経過した者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの処分に係る堺市行政手続条例（平成８年条例第１７号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から３年を経過したものを含む。）

　(3) 大阪府の区域内において、森林法第１０条の３、[第１０条の９第３項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)若しくは[第４項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)若しくは第３８条各項、旧宅地造成等規制法第１４条第２項から第４項まで、第１７条(第３項を除く。)若しくは第２２条(第３項を除く。)、[宅地造成及び特定盛土等規制法第２０条第２項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)から[第４項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)まで、[第２３条](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)([第３項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)を除く。)、[第３９条第２項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)から[第４項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)まで、[第４２条](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)([第３項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)を除く。)若しくは[第４７条](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)([第３項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)を除く。)若しくは大阪府砂防指定地管理条例第１９条各項又はこれらの規定に相当する大阪府若しくは大阪府内の市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例の規定による命令を受けた日から３年を経過しない者(当該処分による義務を履行した者を除く。)

　(4) 大阪府の区域内において、条例第９条の許可の申請前３年間に２回以上次に掲げる者のいずれかに該当する者

　　ア　土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第１０９条の規定に違反した者

　　イ　森林法第１０条の２第１項の規定に違反した者、同項の許可に付された同条第４項の条件に違反して開発行為（同条第１項に規定する開発行為をいう。以下このイにおいて同じ。）をした者若しくは偽りその他の不正な手段により同条第１項の許可を受けて開発行為をした者、同法第１０条の８第１項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者、同法第１５条の規定による届出書の提出をせず、若しくは虚偽の届出書の提出をした者（同条の規定による届出書の提出をせずに森林法施行規則（昭和２６年農林省令第５４号）第４４条第１項第１号に掲げる行為をした者を除く。）、同法第３４条第１項（同法第４４条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者若しくは同項（同法第４４条において準用する場合を含む。）の許可に付された同法第３４条第６項（同法第４４条において準用する場合を含む。）の条件に違反して保安林若しくは同法第４１条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者若しくは偽りその他不正な手段により同法第３４条第１項（同法第４４条において準用する場合を含む。）の許可を受けて立木を伐採した者、同法第３４条第２項（同法第４４条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者若しくは同項（同法第４４条において準用する場合を含む。）の許可に付された同法第３４条第６項（同法第４４条において準用する場合を含む。）の条件に違反して立竹を伐採し、若しくは土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者若しくは偽りその他不正な手段により同法第３４条第２項（同法第４４条において準用する場合を含む。）の許可を受けて立竹を伐採し、 若しくは土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者又は同法第３４条の２第１項（同法第４４条において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出書の提出をしないで択伐による立木の伐採をした者

　　ウ　農地法（昭和２７年法律第２２９号）第４条第１項の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同項の許可に付された条件に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者又は同法第５条第１項の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同項の許可に付された条件に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者

　　エ　海岸法（昭和３１年法律第１０１号）第７条第１項の規定に違反して同法第３条の規定により指定された海岸保全区域を占用した者、同項の許可に付された条件に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者、同法第８条第１項の規定に違反して同項各号のいずれかに該当する行為（海岸法施行令（昭和３１年政令第３３２号）第３条第１項に規定する行為を除く。）をした者、同法第８条第１項の許可に付された条件（同令第３条第１項に規定する行為に係るものを除く。）に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者又は同法第３７条の５の規定に違反して同条各号のいずれかに該当する行為（同令第１２条の３第１項に規定する行為を除く。）をした者

　　オ　自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）第２０条第３項の規定に違反して同項第１号、第２号、第４号若しくは第８号から第１０号までに掲げる行為をした者、同法第２１条第３項の規定に違反して同項第１号（同法第２０条第３項第５号から第７号まで、第１５号及び第１６号に掲げる行為に係るものを除く。）、第３号若しくは第５号に掲げる行為をした者又は同法第３３条第１項の規定による届出をせず同項各号（第２号、第３号及び第７号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者

　　カ　地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第１１条第１項の規定に違反して工事を施行した者、同項の承認に付された条件に違反して工事を施行した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の承認を受けて工事を施行した者又は同法第１８条第１項の規定に違反した者、同項の許可に付された条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者

　　キ　旧宅地造成等規制法第８条第１項の規定に違反して宅地造成(同法第2条第2号に規定する宅地造成をいう。以下この[キ](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)において同じ。)に関する工事をした者、同項の許可に付された条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者、同法第12条第1項の規定に違反して宅地造成に関する工事をした者、同項の許可に付された条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者又は同法第15条第1項若しくは第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者

　　ク　[宅地造成及び特定盛土等規制法第１２条第１項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定に違反して宅地造成([同法第２条第２号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する宅地造成をいう。以下この[ク](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)において同じ。)、特定盛土等([同法第２条第３号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する特定盛土等をいう。以下この[ク](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)において同じ。)若しくは土石の堆積([同法第２条第４号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する土石の堆積をいう。以下この[ク](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)において同じ。)に関する工事をした者、[同項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の許可に付された条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により[同項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の許可を受けた者、[同法第１６条第１項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定に違反して宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事をした者、[同項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の許可に付された条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により[同項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の許可を受けた者、[同法第２１条第１項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)若しくは[第３項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者、[同法第３０条第１項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定に違反して特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事をした者、[同項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の許可に付された条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により[同項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の許可を受けた者、[同法第３５条第１項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定に違反して特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事をした者、[同項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の許可に付された条件に違反した者若しくは偽りその他不正な手段により[同項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の許可を受けた者又は[同法第４０条第１項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)若しくは[第３項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者

　　ケ　河川法第２０条の規定に違反した者、同条の承認に付された条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同条の承認を受けた者、同法第２５条の規定に違反した者若しくはその一般承継人、同条の許可に付された条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同条の許可を受けた者、同法第２６条第１項の規定に違反して工作物の新築、改築若しくは除却をした者、同項の許可に付された条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者、同法第２７条第１項の規定に違反して土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為をし、若しくは竹木の栽植若しくは伐採をした者若しくはその一般承継人、同項の許可に付された条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者、同法第５５条第１項の規定に違反して同法第５４条第１項の規定により指定された河川保全区域内において同法第５５条第１項各号のいずれかに該当する行為をした者、同項の許可に付された条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者又は同法第５７条第１項の規定に違反した者、同項の許可に付された条件に違反した者若しくは詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者

　　コ　近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和４２年法律第１０３号）第８条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

　　サ　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第７条第１項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付された条件に違反した者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けた者

　　シ　農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第１５条の２第１項の規定に違反した者、同項の許可に付された同条第５項の条件に違反して開発行為（同条第１項に規定する開発行為をいう。以下このシにおいて同じ。）をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第１項の許可を受けて開発行為をした者

　　ス　大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和４５年大阪府条例第７号）第２条第１項の規定に違反して同項各号（第２号を除く。）に掲げる行為をした者、同項の許可に付された条件に違反した者又は詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者又は堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成１７年条例第８１号）第２条第１項の規定に違反して同項各号（第２号を除く。）に掲げる行為をした者、同項の許可に付された条件に違反した者又は詐欺その他不正な手段により同項の許可を受けた者

　　セ　自然環境保全法（昭和４７年法律第８５号）第２５条第４項の規定に違反して同項第１号若しくは第２号に掲げる行為（同項第１号に掲げる行為にあっては、同法第１７条第１項第５号に掲げる行為を除く。）をした者又は同法第２８条第１項の規定による届出をせず同項各号（第５号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者

　　ソ　大阪府自然環境保全条例第１３条第４項の規定に違反して同項各号（第５号、第７号及び第８号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第５項の規定により許可に付された条件（同条第４項第５号、第７号及び第８号に係るものを除く。）に違反した者、同条例第１５条第１項の規定による届出をせず同項各号（第５号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者又は同条例第１８条第１項の規定に違反して同項各号（第５号及び第７号から第９号までを除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第２項において準用する同条例第１３条第５項の規定により許可に付された条件（同条例第１８条第１項第５号及び第７号から第９号までに係るものを除く。）に違反した者

　　タ　生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第８条第１項の規定に違反した者又は同条第３項の規定により許可に付された条件に違反した者

　　チ　大阪府立自然公園条例（平成１３年大阪府条例第６号）第６条第３項の規定に違反して同項各号（第４号、第５号及び第９号から第１２号までを除く。）に掲げる行為をした者若しくは同条第４項の規定により許可に付された条件（同条例第６条第３項第４号、第５号及び第９号から第１２号までに係るものを除く。）に違反した者又は同条例第７条第１項の規定による届出をせず同項各号（第３号及び第４号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは虚偽の同項の規定による届出をした者

　　ツ　大阪府砂防指定地管理条例第４条第１項の規定に違反して同項各号（第４号を除く。）に掲げる行為をした者若しくは偽りその他不正の手段により同項の許可を受けた者又は同条例第１６条第１項の規定に違反した者若しくは偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者

　　テ　条例第９条の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他不正の手段により同条の許可を受けた者、条例第１５条第１項の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他不正の手段により同項に規定する変更許可を受けた者、条例第２５条第１項の規定に違反して土砂埋立て等を行った者若しくは偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者、条例第１８条第２項、第２０条若しくは第２１条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は条例第２１条第１項若しくは第２項の規定に違反してこれらの規定の水質検査を行わず、若しくはこれらの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

　　ト　大阪府又は大阪府内の市町村が定めた土砂の埋立て等の規制に関する条例の規定であってテの規定に相当する規定に違反してテに規定する行為に相当するものを行った者

　（使用人）

第１１条　条例第１４条第１項第１号カ及びキの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

　(1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

　(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

　（形状及び構造上の基準）

第１２条　条例第１４条第１項第６号の規則で定める形状及び構造上の基準は、別表第１に掲げるとおりとする。

　（形状及び構造上の基準の適用除外）

第１３条　条例第１４条第２項の規則で定める申請は、次に掲げる行為に係る申請とする。

　(1) 地すべり等防止法第１８条第１項又は第４２条第１項の許可を要する行為

　(2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第７条第１項の許可を要する行為

　(3) 大阪府砂防指定地管理条例第４条第１項の許可を要する行為

　（変更の許可の申請又は届出）

第１４条　条例第１５条第１項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

　(1) 条例第９条の許可を受けた者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更

　(2) 条例第９条の許可を受けた者の法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更

　(3) 管理事務所の所在地の変更

　(4) 管理事務所に置く管理責任者の氏名又は職名の変更

　(5) 土砂埋立て等に使用される土砂の量の変更（当該土砂の量を減少させるものに限る。）

　(6) 土砂埋立て等の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）

　(7) 土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画の変更

　(8) 土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として設置した排水施設その他の施設の構造の変更（当該施設の機能を高めるものに限る。）

　(9) 条例第９条の許可を受けた者に係る役員又は使用人の変更

２　条例第１５条第２項の申請書は、堺市土砂埋立て等変更許可申請書（様式第６号）とする。

３　条例第１５条第２項第３号の規則で定める事項は、第９条第２項各号に掲げる事項とする。

４　条例第１５条第３項の規則で定める図書は、第９条第３項各号に掲げる図書のうち変更に係るものとする。

５　条例第１５条第５項の規定による届出は、堺市（軽微な）土砂埋立て等変更届（様式第７号）を提出して行わなければならない。

　（土砂埋立て等の着手の届出）

第１５条　条例第１７条の規定による届出は、堺市土砂埋立て等着手届（様式第８号）を提出して行わなければならない。

　（土砂の搬入の報告）

第１６条　条例第１８条第１項の規定による土砂の発生場所の確認は、当該土砂の発生場所ごとに、土地の所有権その他の権原に基づき当該土砂を発生させる者が発行する堺市土砂発生元証明書（様式第９号）により行わなければならない。

２　条例第１８条第１項の規定による土砂の汚染（土壌汚染対策法施行規則（平成１４年環境省令第２９号）別表第４又は別表第５の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ別表第４又は別表第５の下欄に定める要件に適合しないことをいう。以下この条において同じ。）のおそれがないことの確認は、当該土砂の発生場所ごとに、土壌汚染対策法第３条第１項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第８１条の４第１項若しくは第８１条の５第１項の規定による調査の結果を記載した書面その他の同法若しくは同条例の規定による手続に係る書面であって市長が別に定めるものにより行わなければならない。

３　前項の規定により難いときにおける、条例第１８条第１項の規定による土砂の汚染のおそれがないことの確認は、前項の規定にかかわらず、市長が別に定めるところにより、当該土砂の発生場所の土地の利用状況等の調査の結果又は土壌汚染対策法施行規則別表第４の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分ごとの土壌溶出量調査の結果及び同規則別表第５の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分ごとの土壌含有量調査の結果を記載した書面により行わなければならない。

４　条例第１８条第２項の規定による報告は、同条第１項の規定による確認後、土砂を搬入する前に、第１項の土砂発生元証明書及び第２項又は前項の確認に係る書面を添付して堺市土砂搬入報告書（様式第１０号）を提出することにより行わなければならない。

　（土砂管理台帳）

第１７条　条例第１９条の土砂管理台帳は、土砂管理台帳（様式第１１号（甲）（乙））とする。

２　条例第１９条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

　(1) 土砂を発生させる者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

　(2) 土砂の発生場所ごとの１日当たりの土砂の搬入量及び搬入のための車両台数

３　条例第１９条の土砂管理台帳には、毎月の末日までに、当該月中における前項各号に掲げる事項を記載しておかなければならない。

　（土砂埋立て等に使用された土砂の量の報告）

第１８条　条例第２０条の規定による報告は、土砂埋立て等に着手した日後、毎年、４月から９月までの間に使用された土砂の量を１０月末日までに、１０月から翌年３月までの間に使用された土砂の量を同年４月末日までに、土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときは、直前の報告以降に使用された土砂の量を条例第２４条第１項の規定による届出の時に、堺市土砂使用量報告書（様式第１２号）を提出して行わなければならない。

　（水質検査の方法）

第１９条　条例第２１条第１項の水質検査は、土砂埋立て等を開始した日から３月に１回、市長が指定する職員の立会いの上採取した試料について、排水基準を定める省令（昭和４６年総理府令第３５号）別表第１の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和４９年環境庁告示第６４号）の規定に準じて行わなければならない。

２　条例第２１条第２項の水質検査は、市長が指定する期日に、市長が指定する職員の立会いの上採取した試料について、排水基準を定める省令別表第１の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法の規定に準じて行わなければならない。

　（水質検査の報告）

第２０条　条例第２１条第１項の規定による報告は、同項の水質検査を行った日から１月以内に、堺市水質検査報告書（様式第１３号）に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

　(1) 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真

　(2) 前条第１項の規定により採取した試料ごとの水質検査結果証明書（様式第１４号。環境計量士（計量法施行規則（平成５年通商産業省令第６９号）第５０条第１号の濃度に係る計量士をいう。次項第２号において同じ。）が発行したものに限る。）

２　条例第２１条第２項の規定による報告は、同項の水質検査を行った日から１月以内に、堺市水質検査報告書に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

　(1) 前項第１号に掲げる図書

　(2) 前条第２項の規定により採取した試料ごとの水質検査結果証明書（環境計量士が発行したものに限る。）

３　条例第２１条第３項の規則で定める水質の基準は、排水基準を定める省令別表第１に規定するものとする。

　（標識の寸法及び記載事項）

第２１条　条例第２２条第１項に規定する標識の大きさについては、縦９０センチメートル以上、横１２０センチメートル以上でなければならない。

２　条例第２２条第１項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

　(1) 条例第９条の許可の年月日及び番号並びに許可をした者

　(2) 土砂埋立て等を行う者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先の電話番号

　(3) 土砂埋立て等の目的

　(4) 埋立て等区域の位置

　(5) 埋立て等区域の面積

　(6) 埋立て等区域を明示した付近見取図

　(7) 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名並びに連絡先の電話番号

　(8) 埋立て等に使用される土砂の予定量

　(9) 土砂埋立て等の期間

　（関係図書の備置き及び閲覧）

第２２条　条例第２３条の規定による図書の備置き及び閲覧は、条例第９条の許可を受けた日から条例第２４条第１項の規定による届出（土砂埋立て等を完了し、又は廃止したときに係るものに限る。）の日まで行うものとする。

２　条例第２３条の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

　(1) 条例第１３条第１項又は第２項に規定する申請書の添付図書の写し

　(2) 条例第１５条第２項の申請書の添付図書の写し

　(3) 第１４条第５項の堺市（軽微な）土砂埋立て等変更届の写し

　(4) 第１５条の堺市土砂埋立て等着手届の写し

　(5) 第１６条第４項の堺市土砂搬入報告書及びその添付図書の写し

　(6) 第１８条の堺市土砂使用量報告書

　(7) 第２０条第１項及び第２項の堺市水質検査報告書及びその添付図書の写し

　(8) 第２４条第１項の堺市土砂埋立て等地位承継承認申請書（様式第１５号）及びその添付図書の写し

３　条例第23条の申請書の写し及び[前項各号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に掲げる図書に含まれている情報のうち、[個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する個人情報であって市長が別に定めるもの及び[堺市情報公開条例(平成14年条例第37号)第7条第1項第2号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に該当する情報については、条例第23条の規定による閲覧の対象から除くものとする

　（土砂埋立て等の完了の届出等）

第２３条　条例第２４条第１項の規定による完了の届出は、土砂埋立て等を完了した日から１５日以内に、次に掲げる事項を記載した堺市土砂埋立て等完了届（様式第１６号）を提出して行わなければならない。

　(1) 条例第９条の許可の年月日及び番号

　(2) 埋立て等区域の位置

　(3) 土砂埋立て等の期間

　(4) 土砂埋立て等を完了した年月日

　(5) 完了した埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状

　(6) 埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じている場合にあっては、その内容

２　条例第２４条第１項の規定による廃止又は休止の届出は、土砂埋立て等を廃止した場合にあっては廃止した日から３０日以内、土砂埋立て等を休止した場合にあっては休止した日から１０日以内に、次に掲げる事項を記載した堺市土砂埋立て等廃止（休止）届（様式第１７号）を提出して行わなければならない。

　(1) 前項第１号から第３号までに掲げる事項

　(2) 土砂埋立て等を廃止した年月日又は休止しようとする期間

　(3) 土砂埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域における土地及び土砂の

堆積の形状

　(4) 土砂埋立て等を廃止し、又は休止した場合の埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じている場合にあっては、その内容

３　条例第２４条第１項の規定による再開の届出は、堺市土砂埋立て等再開届（様式第１８号）を提出して行わなければならない。

　（地位の承継の申請書）

第２４条　条例第２５条第２項の申請書は、堺市土砂埋立て等地位承継承認申請書とする。

２　条例第２５条第２項第４号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

　(1) 承継しようとする地位に係る土砂埋立て等の許可の年月日及び番号

　(2) 管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名

　(3) 条例第２５条第１項の承認を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）が法人である場合にあっては、その役員の氏名、住所及び生年月日

　(4) 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その代表者の生年月日並びに役員の氏名、住所及び生年月日）

　(5) 申請者に使用人がある場合にあっては、その者の氏名、住所及び生年月日

　(6) 承継の理由

３　条例第２５条第３項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

　(1) 第９条第３項第１号から第５号まで及び第２２号に掲げる図書

　(2) 条例第９条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人であること又は条例第９条の許可を受けた者から当該土砂埋立て等を行う権原を取得したことを証する書面

　（軽易な土砂埋立て等の届出書）

第２５条　条例第２９条第１項の規定による届出は、堺市軽易な土砂埋立て等届出書（様式第１９号）を提出して行わなければならない。

２　市長は、前項に規定する届出（一時堆積に係るものに限る。）があった場合は、当該届出に係る土砂埋立て等を別表第２に定める基準に適合させるものとする。

３　条例第２９条第２項第４号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

　(1) 条例第２９条第１項の規定による届出をしようとする者（以下この条において「届出者」という。）が法人である場合にあっては、その役員の氏名、住所及び生年月日

　(2) 届出者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日、主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所及び生年月日）

　(3) 届出者に使用人がある場合にあっては、その者の氏名、住所及び生年月日

４　第７条、第９条第３項（第１号から第４号まで、第８号、第１０号、第１３号から第２０号まで及び第２２号を除く。）、第１４条、第１６条（第４項を除く。）、第１７条、第２０条第３項、第２１条、第２３条並びに第２６条の規定は、第１項の規定による届出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第７条 | 条例第１１条各項 | 条例第２９条第４項において読み替えて準用する条例第１１条第１項及び第２項 |
| 堺市土砂埋立て等に係る土地使用同意書（様式第２号（甲）（乙）（丙）） | 堺市軽易な土砂埋立て等に係る土地使用同意書（様式第２０号（甲）（乙）） |
| 第９条第３項 | 条例第１３条第２項 | 条例第２９条第４項において読み替えて準用する条例第１３条第２項 |
| 申請 | 届出 |
| 第９条第３項第５号 | 申請者 | 届出者 |
| 第１４条第１項 | 条例第１５条第１項 | 条例第２９条第４項において読み替えて準用する条例第１５条第１項 |
| 第１４条第１項第１号、第２号及び第９号 | 条例第９条の許可を受けた者 | 条例第２９条第１項の規定による届出をした者 |
| 第１４条第２項 | 条例第１５条第２項の申請書 | 条例第２９条第４項において読み替えて準用する条例 |
|  |  | 第１５条第２項の届出書 |
| 堺市土砂埋立て等変更許可申請書（様式第６号） | 堺市軽易な土砂埋立て等変更届出書（様式第２１号） |
| 第１４条第３項 | 条例第１５条第２項第３号 | 条例第２９条第４項において読み替えて準用する条例第１５条第２項第３号 |
| 事項とする。 | 事項とする。この場合において、同項各号の規定の適用については、これらの規定中「条例第９条の許可を受けようとする者」とあるのは「条例第２９条第１項の規定による届出をした者」と、「この条及び第１１条」とあるのは「この条」と、「申請者」とあるのは「届出者」とする。 |
| 第１４条第４項 | 条例第１５条第３項 | 条例第２９条第４項において読み替えて準用する条例第１５条第３項 |
| ものとする。 | ものとする。この場合において、同項各号の規定の適用については、これらの規定中「申請者」とあるのは、「届出者」とする。 |
| 第１４条第５項 | 条例第１５条第５項 | 条例第２９条第４項において読み替えて準用する条例第１５条第５項 |
| 第１６条（第４項を除く。） | 条例第１８条第１項 | 条例第２９条第４項において読み替えて準用する条例第１８条第１項 |
| 第１７条第１項 | 条例第１９条 | 条例第２９条第４項において読み替えて準用する条例第１９条 |
| 土砂管理台帳（様式第１１号（甲）（乙）） | 土砂管理台帳（様式第１１号（甲）（乙））（様式第２２号） |
| 第１７条第２項 | 条例第１９条 | 条例第２９条第４項において読み替えて準用する条例第１９条 |
| 第１７条第２項第２号 | 車両台数 | 車両台数（一時堆積にあっては、１日当たりの土砂の搬入量及び搬出量並びに搬入及び搬出のための車両台数） |
| 第１７条第３項 | 条例第１９条 | 条例第２９条第４項において読み替えて準用する条例第１９条 |
| 第２０条第３項 | 条例第２１条第３項 | 条例第２９条第４項において読み替えて準用する条例第２１条第３項 |
| 第２１条第１項及び第２項 | 条例第２２条第１項 | 条例第２９条第４項において読み替えて準用する条例第２２条第１項 |
| 第２１条第２項第１号 | 条例第９条の許可 | 条例第２９条第１項の規定による届出 |
| 許可をした者 | 届出を受けた者 |
| 第２１条第２項第８号 | 予定量 | 予定量（一時堆積にあっては、年間の土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量） |
| 第２１条第２項第９号 | 期間 | 期間（一時堆積以外の場合に限る。） |
| 第２３条第１項 | 条例第２４条第１項 | 条例第２９条第４項において読み替えて準用する条例第２４条第１項 |
| 第２３条第１項第１号 | 条例第９条の許可 | 条例第２９条第１項の規定による届出 |
| 第２３条第２項及び第３項 | 条例第２４条第１項 | 条例第２９条第４項において読み替えて準用する条例第２４条第１項 |
| 第２６条第１項 | 条例第３０条第１項 | 条例第２９条第４項において読み替えて準用する条例 |
|  |  | 第３０条第１項 |
| 第２６条第１項第１号 | 条例第１１条各項 | 条例第２９条第４項において読み替えて準用する条例第１１条第１項及び第２項 |
| 第２６条第２項 | 条例第３０条第１項 | 条例第２９条第４項において読み替えて準用する条例第３０条第１項 |

　（土地の所有者による土砂埋立て等の施工状況の確認）

第２６条　条例第３０条第１項の規定による施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月１回以上、行わなければならない。

　(1) 当該施工の状況が条例第１１条各項の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。

　(2) 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。

２　前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第３０条第１項に規定する土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。

　（土砂搬入禁止区域の指定の公示）

第２７条　条例第３２条第２項 （条例第３４条第２項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を公告することにより行う。

　(1) 土砂搬入禁止区域を指定する場合 土砂搬入禁止区域の位置、区域及び面積、指定の期間、指定の理由並びに土砂搬入禁止区域の区域を示す図面

　(2) 土砂搬入禁止区域の指定を解除する場合 土砂搬入禁止区域の位置並びに区域及び面積

　（身分証明書）

第２８条　条例第３６条第２項に規定する証明書は、身分証明書（様式第２３号）とする。

　（書類の提出部数）

第２９条　条例の規定により市長に提出する書類の部数は、正本１部及び副本２部とする。

　（補則）

第３０条　この規則に定めるもののほか、土砂埋立て等について必要な事項は、市長が別に定める。

２　この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

　（経過措置に係る法令等の処分）

２　条例附則第３項の規則で定める処分は、次に掲げる処分とする。

　(1) 土地改良法第９５条第１項の認可

　(2) 森林法第１０条の２第１項又は第３４条第２項（同法第４４条において準用する場合を含む。）の許可

　(3) 農地法第４条第１項又は第５条第１項の許可

　(4) 海岸法第７条第１項、第８条第１項第３号、第３７条の４若しくは第３７条の５第３号の許可又は第１３条第１項の承認

　(5) 自然公園法第１０条第３項又は第１６条第３項の認可

　(6) 地すべり等防止法第１８条第１項又は第４２条第１項の許可

　(7) 宅地造成等規制法第８条第１項の許可

　(8) 河川法第５５条第１項の許可

　(9) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第７条第１項の許可

　(10) 農業振興地域の整備に関する法律第１５条の２第１項の許可

　(11) 大阪府風致地区内における建築等の規制に関する条例第２条第１項（第３号及び第７号に係る部分に限る。）の許可又は堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例第２条第１項（第３号及び第７号に係る部分に限る。）の許可

　(12) 生産緑地法第８条第１項の許可

　(13) 大阪府砂防指定地管理条例第４条第１項の許可

附　則(令和４年９月３０日規則第６７号)

(施行期日)

１　この規則は、令和４年１０月１日から施行する。

(経過措置)

２　この規則の施行の際、この規則による改正前の各規則の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、この規則による改正後の各規則の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

附　則(令和４年１２月２３日規則第９９号)抄

(施行期日)

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則(令和５年５月１９日規則第４４号)抄

(施行期日)

１　この規則は、令和５年５月２６日から施行する。

(堺市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

３　この規則の施行前に、改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和３６年法律第１９１号。以下「旧法」という。)の規定に基づき処せられた刑及び発せられた命令にあっては改正法による改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和３６年法律第１９１号。以下「新法」という。)の相当規定により処せられ、及び発せられたものと、旧法に違反する行為にあっては新法に違反するものとみなして、第９条の規定による改正後の堺市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則第１０条の規定を適用する。

別表第１（第１２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 　埋立て等区域及び施設設置区域の地盤について、地盤調査の結果、滑りやすい土質の層又は軟弱な地盤がある場合には、地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられること。 |
| ２ | 　著しく傾斜している土地において土砂埋立て等を行う場合においては、土砂埋立て等を行う前の地盤と土砂埋立て等に使用された土砂とが接する面が滑り面とならないように段切り等の措置が講じられること。 |
| ３ | 　土砂埋立て等の高さ及び土砂埋立て等によって生じる法面（擁壁で覆う部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の各号に掲げる土砂の区分に応じ、当該各号に定める高さ及び法面の勾配とすること。(1) 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成３年建設省令第１９号）別表第１に規定する第一種建設発生土、第二種建設発生土及び第三種建設発生土並びにこれらに準ずるもの　安定計算を行った場合にあっては安全が確保される高さ及び垂直１メートルに対する水平距離が２メートル以上であって安全が確保される勾配、その他の場合にあっては１０メートル以下の高さ及び垂直１メートルに対する水平距離が１．８メートル以上の勾配(2) その他のもの　安定計算を行った上で安全が確保される高さ及び安定計算を行った上で安全が確保される勾配 |
| ４ | 　土砂埋立て等の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締固めその他の措置が講じられること。 |
| ５ | 　埋立て等区域の地盤の高さが周辺より低い土地、斜面の下方に位置する土地及び谷又は沢状の土地など地表水が集中しやすい地形の土地において土砂埋立て等を行う場合は、湧水又は浸透水を有効かつ速やかに排除できるよう、地下排水工等の排水施設の設置その他の必要な措置が講じられること。 |
| ６ | 　擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、次の各号の全ての規定に適合すること。(1) 盛土の場合には、法尻に擁壁等が設置されること。(2) 擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は練積み造等の堅固なものであること。(3) 渓流内の盛土の場合において、全土量を対象とした土砂流出防止のためのコンクリートえん堤等が設置されること。(4) 練積み造の擁壁の構造は、土質に応じて決定されたものであること。(5) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次のアからエまでの規定が満たされることが確かめられていること。ア　土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破損されないこと。 |
|  | イ　土圧等によって擁壁が転倒しないこと。ウ　土圧等によって擁壁が滑動しないこと。エ　土圧等によって擁壁が沈下しないこと。 |
| ７ | 　土砂埋立て等によって生じる法面の高さが５メートル以上である場合にあっては、当該法面の高さが５メートルごとに幅が１．５メートル以上の小段が設置されること。 |
| ８ | 　雨水その他地表水を排除することができるように、必要な排水施設（土砂埋立て等が施工されている間における排水施設を含む。）が設置されること。 |
| ９ | 　８の項の排水施設は、その管の勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものであること。 |
| １０ | 　埋立て等区域外に土砂が流出しないように、沈砂池（土砂埋立て等が施工されている間における沈砂池を含む。）その他の土砂の流出を防止するために必要な施設が設置されること。 |
| １１ | 　下水道、排水路、河川その他の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水を貯留する調整池（土砂埋立て等が施工されている間における調整池を含む。）その他の施設が設置されること。 |
| １２ | 　土砂埋立て等によって生じる法面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等により、風化その他の侵食に対して保護されること。 |
| １３ | 　埋立て等区域（土砂埋立て等によって生じる法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散防止のための措置（土砂埋立て等が施工されている間における土砂等の飛散防止のための措置を含む。）が講じられること。 |
| １４ | 　土砂埋立て等に係る工事の順序が、埋立て等区域外への土砂の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池、調整池、擁壁等の防災工事が土砂埋立て等に先行して実施されるものとなっていること。 |

別表第２（第２５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 　別表第１の１の項、８の項及び９の項の規定に適合すること。 |
| ２ | 　埋立て等区域の土地の勾配は、垂直１メートルに対する水平距離が１０メートル以上であること。ただし、埋立て等区域外への土砂の崩壊、飛散、流出その他の災害が発生するおそれがないものとして市長が認める場合は、この限りでない。 |
| ３ | 　土砂の堆積の高さ（土砂の堆積によって生じる法面の最も低い部分と最も高い部分の垂直距離をいう。）が５メートル以下であること。 |
| ４ | 　土砂の堆積によって生じる法面の勾配は、垂直１メートルに対する水平距離が２メートル以上であること。 |
| ５ | 　埋立て等区域の周辺に、土砂の堆積の高さに相当する幅の緩衝地帯及びその緩衝地帯を表示する境界標が設置されること。 |